

319

清談社發行

農地調整法の話

農民組合教育部編

特250

560

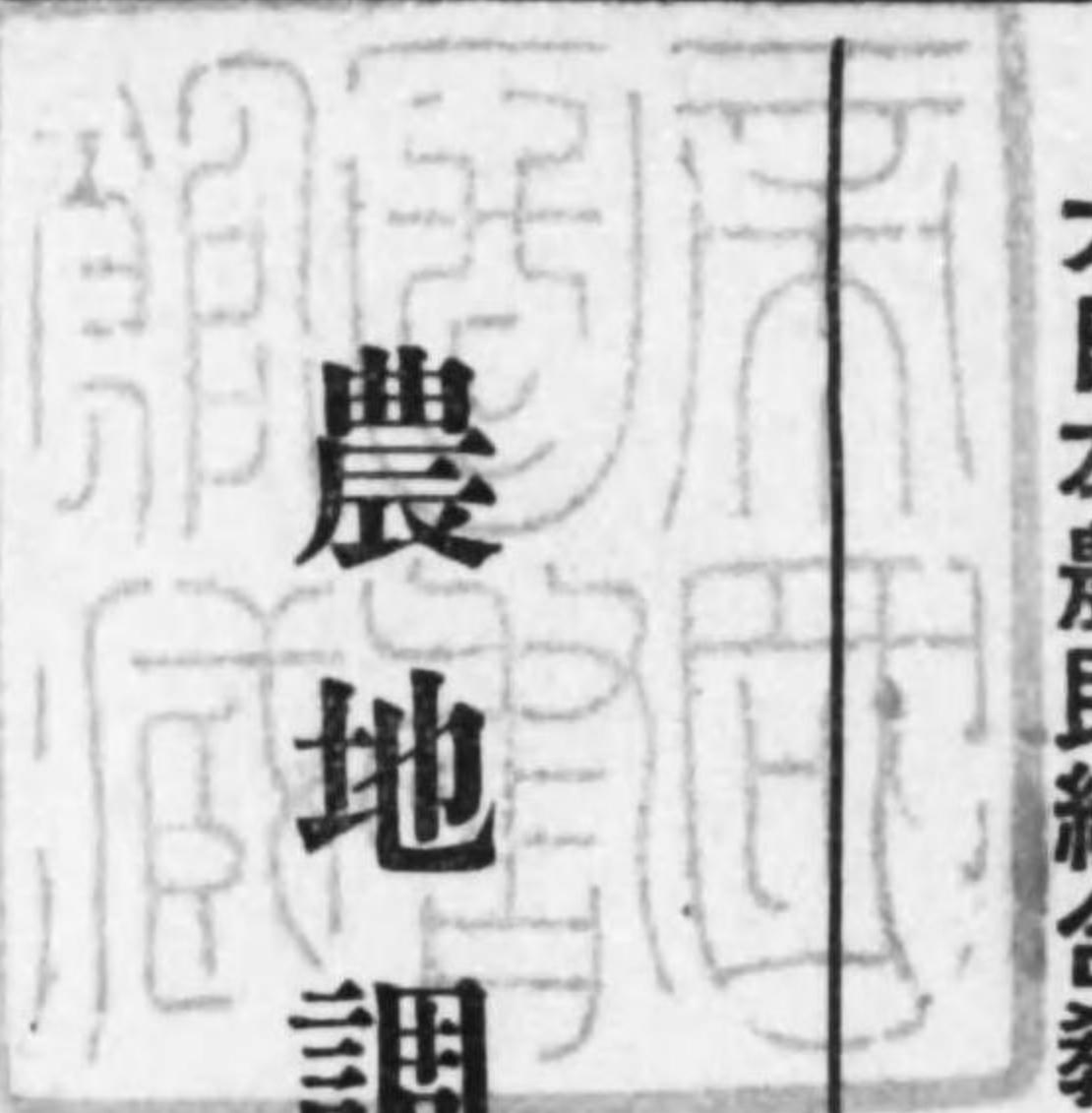
03
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 80 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

始
◀

特250
560

大日本農民組合教育部編

農地調整法の話



清談社發行

例　　言

一、過ぐる戰時議會における政府提出にかかる革新政策のうち、農村に關係あるものゝ革新的な唯一なものといへば、農地調整法だといひ得る。農地調整法のもつ意義、目的、および農村に及ぼす影響等については、敢へてこゝでは觸れないこととする。しかし、この法律は、運用の如何によつて、その妙味を充分に味はふことができると、立案者たる農林當局はいふ。それだけに、農耕に従ふものにとつては、一日もゆるがせにできない法律である。

一、吾々は、この重要な法律につき、平常あまり固苦しい書物に接しない農民諸君に、充分納得のできるように、平易にこの農地調整法を解説し、以て、長期戰下の農村協力運動に、積極的に農民諸君に働いて貰ふとの念願から、この小冊子の發行を企圖したものである。

一、幸ひ、日頃、農村にあつて、直接農民指導の任にある沼田雅次君に、多忙の中をも頗みず執筆を煩し、こゝに本小冊子を諸君の手許に送ることのできたことを欣びとするものである。

一、執筆は、沼田君を煩したとはいへ、その内容については、本組合教育部において検討したも

のなるが故に、本小冊子の内容についての責任は、本組合教育部が負ふものであることを附言して置く。

昭和十三年六月

二

大日本農民組合教育部

農地調整法の話

目 次

例 言

一、序	一
二、農地調整法の背景	二
三、小作法——農地法	五
四、農地調整法の提案から成立まで	二
五、農地調整法の内容	六
1、農地調整法の目的	七
2、農地の團體管理	八
3、自作農創設維持	三九

4、小作關係規定	二六
5、小作調停法の強化	三〇
6、農地委員會	三四
7、經過規定	三七
六、結語	三九
附錄	四一

農地調整法（全文）

一、序

第七十三議會は戰時議會として、支那事變臨時軍事費追加豫算四十八億五千萬圓をふくむ八十三億六千四百萬圓の豫算と八十六件に上る法案を通過成立せしめた。そのなかにはふだんなら通過しさうもない幾多の社會立法がある。農村關係の法律だけをひろつてみても、農地調整法、農業保險法、疏安增產及配給統制法、飼料配給統制法、臨時農村負債處理法等があり、懸案の國民保險法とともに、農村における銃後生產力の維持擴充、國民生活の安定を主なる目標に立案されたものである。そのなかでも農地調整法は、農民生活にもつとも重大な關係をもつ法律であつて農村人としてはこの法律に對する理解を十分にし、これが運用にあたつて、農村生活の向上發展のため十分効果あらしめるやう遺憾なきを期せねばならぬ。本書は主として農民諸君を對象に、本法の內容を平易に解説し、本法に對する理解を深めるとともに、あはせて今後の活動の参考に資せんがために書かれたものである。

二、農地調整法の背景

農地調整法が第七十三議會を通過した主なる社會的理由はまづ何といつても支那事變といふものゝ大きな壓力を考へねばならぬが、現在の農村がこの法律を必要とするにいたつた事情については、現在の日本の農村組織のなかに、過去數十年の農村の歴史のうちに、深く且つ遠いものがある。こゝではごく簡単にそれらの事情に觸れることにする。

農村疲弊の聲をきくのは、おそらく遠い昔からのことであるが、近年社會的に強い印象をあたへたのは、昭和五年の農業恐慌と、昭和九年の凶作飢饉であつた。いまの社會では豐年でも凶作でも百姓は食へないといふのが誰の眼にもわかるやうになつた。そこで農村救濟のためにいろいろの對策がたてられたのであるが、救農工事のやうな農民に對し一時的に現金收入をあたへるといふ應急對策のほかは、主として農産物特に米の價格を高くする政策がとられた。それともに産業組合等の農業團體の活動により共同販賣、共同購入等を通じて、出来るだけ農民のために仲間搾取をなくさうとする流通過程、品物を賣買する間における改善を目的とする活動がともなはれた

に過ぎない。米價は昭和六年の十八圓四十六錢を底にして、だん／＼うなぎ上りに上つていつた。しかしそれによつて農村は救はれたかといふにさうではなかつた。米國景氣の恢復とともに、繭の値は上り、軍需インフレの進行につれて景氣の地方漫潤がみられたにも拘らず、農村における生活不安は解消しなかつた。そればかりでなく農村内部の持てるもの——大農と、持たざるもの——貧農とのへだたりはだん／＼大きくなつていつた。そこでやうやく價格中心の農業政策が批判されはじめた。生産費を一文も負擔しないで小作人から高額なる小作料をとつてゐる地主や、賣る米を多くもつ大農はそれでよいが、賣る米をほとんどたず、なかには飯米が足りないためにかへつて米を買つて食はねばならぬ貧農はどうするのだ……と。そこで考へられてくるのが土地の問題である。もともと日本の耕地は田三百二十一萬七千町歩、畑二百八十六萬八千町歩、計六百八萬五千町歩で、日本總面積の一割五分七厘に過ぎない。これを五百五十九萬七千戸の農家に割當てるといふ平均一町八畝に過ぎないのであつて、土地によつて生活を維持してゆくにはどうしても足りない。しかも耕地の分配が非常に不均衡である五反未滿の耕地を有する農家は全農家戸數の三三・八八%をしめ、一町未滿の三四・一九%をあはせると全農家の六八%が一町足らずの土地につかまつて、やうやく生活を維持してゐるのである。しかも自作農はだん／＼

没落して昭和六年の自作農戸數百七十五萬六千戸を最高として十一年には百七十三萬一千戸に減少し、小作農は百四十九萬五千戸がだん／＼ふえて百五十一萬七千戸になつたがその耕地は逆に減少してゐる。その間政府は自作農創設維持事業のために大正十五年から昭和十一年にいたる間に總額一億六千三百萬圓の貸金を貸付け、自作農地十一萬三千町歩、その農家戸數十九萬八千戸を創設維持したが、全國の農家統計は戸数においても面積においてもかへつて減少をしてゐる。しかも農村窮乏の深刻化は中小地主の自作化をうながし耕地は小作料の支拂にも窮する貧農の手から、經營に比較的餘裕のある中農——大農の手へと移動して、土地取上を中心とする争議は年々増加するばかりとなつた。すなはち昭和六年の小作争議總件數三千四百十四件は昭和十一年には六千八百二件となり、そのうち土地に關する争議の占める割合は三八%から五三%に飛躍してゐるのである。從がつてかかる土地争奪の激化は小作料の騰貴となり、昭和六年の平均田小作料一石二升は昭和十二年には一石四升となつた。こんな事情であるから支那事變が長期戦にはいつた今日、食糧中に原料の國內自給確保のためには、農業生産力の維持擴充をはからねばならず、それには何よりも耕地の合理的分配といつて、例へば農民の耕作する土地はなるべく農民に持たせるやうにするとか、耕地區別の平均をはかるやうにし、さらに農民が安心して耕作に從事法が生れねばならなかつた背景がある。

しうるやうな保證をあたへる必要がある。それと同時に農業の合理的經營が出來るやうに、高率な小作料の引下をはじめ、作離料や小作料の減免、土地改良に對する賠償もみとめてゆくやうにしなければならぬ。さらに學國一致の建前をとる上からいつて農村平和を維持することは絶対に必要であり、また兵卒として戰線に立ち、或は銃後の生産にしたがふ者の多くを、農村に仰ぐわが國として、人的資源涵養の立場からも、農民生活の安定が重要になつてくる。こゝに農地調整法が生れねばならなかつた背景がある。

三、小作法——農地法

前章にのべたやうに、農村問題を根本的に解決するためには、どうしても土地制度の改革までやる必要がある。ところでこの土地制度改革の問題は最近までわが國の政治の上に全くあらはれなかつたのかといへばさうではなかつた。とりわけ日本において小作争議が目にみえてきた大正六年頃から、農村における土地の問題は、重要な問題として、朝野の關心をあつめるやうになつた。それはまづ小作法制定の運動となつてあらはれた。なぜ小作法の制定が、最初から問題にな

つたかといへば、わが國においては土地に關する諸問題のうちで、地主小作の問題が、もつとも不合理な關係におかれてゐるからである。すなはちわが國の地主と小作の關係は、ごく一部の永小作をのぞいて、すべて民法上における賃貸借とみなされてゐる。賃貸借とは賃貸人＝地主と賃借人＝小作人とが平等の立場で契約を結び、地主はその所有する土地を小作人に貸與して小作人に使用收益せしめる代りに、小作人は地主に小作料を納入せしめる關係をいふのである。平等の立場で契約するといふものゝ、地主はその土地を誰につくらせても差支へないが、小作人は土地を離れて生きてゆくことは出來ない。したがつて經濟上からみれば、地主は強者で、小作人は弱者である。それ故法律的には平等の立場で自由に契約がかなはされるわけであるが、土地にすがつて生きてゆかねばならぬ小作人としては、どんな不利な條件でも我慢して土地を貸してもらわねばならぬから、契約の内容が小作人に全く不利なものになることは當然のことである。しかし民法は契約自由の立前から、經濟上弱者の地位にあるからといつて小作人だけを特に保護することはしないのである。したがつて現行の民法の規定によれば

- (一) 地主が變れば小作人は新しい地主に對して耕作の繼續を主張する權利をもたない。
- (二) 期限を定めない小作契約はいつでも地主の都合で解約することが出来る。

(三) 期間を定めた小作契約でも、その契約中にたとへ期間中でも地主の都合でいつ解約してもよいといふ定めがあれば、やはり解約出来る。

(四) しかも解約の場合、民法の規定では土地については解約申込後一年を経過してはじめて賃貸借は終了し、收穫季節のある土地については、解約申込は收穫後次の耕作にとりかかるまでに行はねばならぬ規定があるのであるが、これも地主小作間の特約によつて小作人はつねに不利な取極めにしたがはねばならぬ實狀にある。

(五) 小作人は地主の承諾がなければその權利を賣買し、又は又貸しすることも出來ない。

(六) 耕作権なるものが認められないのだから、土地取上にあたつて、作離料の支拂をうける權利がない。

(七) 小作人はその土地を作らせてもらはねば生きてゆけないのであるから、生きてゆけるギリ／一杯のところまで小作料を引上げられる。

(八) いくら凶作でも小作人の手に米がある限りは、契約した小作料の全額まで支拂はねばならない。小作料より少い収穫しかないとときは、その額だけ支拂へばよい。

こんなことでは農家總戸數の六九%をしめる小作農又は自小作農が安心して耕作にしたがふこ

とが出来ないのは勿論であつて、また満足な經營をつゞけてゆくことの出来ないのも當然である。そこで小作人の耕作権を確立し、小作料を相當のところまで引下げるることを二大目的とする小作法の制定が、何よりも緊要であると考へられるやうになつた。

政府は大正九年農商務省内に小作制度調査委員會を設けて、小作法制定に必要な調査を行はせ、大正十年には同委員會幹事案としての小作法案が發表され世上論議の対象となつたことがある。大正十二年には官制による小作制度調査會が設けられ、小作制度に關する調査諮問にあたらしめたが、當時嵐の如き勢で全國を吹きまくつた小作争議の對策として、同調査會が決定したものには、小作調停法案と自作農創設維持に關する方策とであつた。まだ當時の情勢としては小作人の利益を積極的に擁護するやうな小作法の制定はゆるされなかつたのである。小作調停法は第十九議會を通過して大正十三年から實施され、さらに農林省は大正十五年自作農創定維持補助規則を公布して、府縣その他の團體の行ふ自作農創定維持事業を助成することになつた。かくて小作調停法はそれによつて小作人の攻勢を抑へ、小作争議によつてかうむる地主の損害を少くするものであり、自作農創定維持は地主の土地賣逃げを助長し、小作人に高い土地を背負ひこませるものであるとの批判が生れるにいたつた。

ところで土地問題に關して當時の二大政黨であつた政友會と民政黨とは、それゞゝ違つた方針をとり、政友會は自作農創定政策を主張し、民政黨は小作法の制定をとなへた。たゞ小作法制定は地主勢力の強い當時の情勢としてにはかに成立することは豫想されなかつた代りに、比較的實行しやすい自作農創定政策が徐々に採用されるやうになつたのである。しかし大正十五年に小作調査會が設けられ、同調査會によつて小作法案要綱が發表されたが、それにもとづいて農林省農務局で小作法草案が作成された。それは小作契約の解除を解約申入後一ヶ年とし、定期小作の期間を五ヶ年とし、小作人に脊信行爲のない限り不當の理由によつて解約又は更新の拒絶は出來ないことをし、小作人が信義に反して小作料を滯納したり、一年以上の小作料を滯納した場合は解約し得ることとし、作付作物の買取請求をみとめ小作人の責に歸すべき解約の場合を除いて一年分の小作料の全額以下十二分の一以上に相當する作離料の支拂を規定し、検見又は小作官決定の方法による小作料の減免を認め、小作委員會における小作條件の改定や假執行の停止又は假處分の際の保證供託等を規定したもので、もちろんそのいづれもが不徹底なものながら、一應小作關係の實體に觸れたものであつた。そこで政府によつて小作法が提案されたのは、昭和六年の第五十九議會に、濱口内閣の時代においてもあつたが、たゞ行掛りの上の提案にすぎなかつたため、

衆議院はともかく通過したが、貴族院においては會期切迫のため審議未了となつた。それ以來小作法は全く忘れられ、たゞ議員提出議案として、社會大衆黨の杉山代議士等によつて提案をくりかへされてゐたにとどまつた。

二・二六事件直後成立した廣田内閣の島田農相は、就任早々土地問題の根本的解決の急務を説いて世人の注目をひいたが、ついで林内閣の山崎農相の手によつて第七十議會に、かつての小作法は、全くその面目をかへて『農地法』となつてあらはれた。その内容は自作農創設維持と小作關係の調整との二つの異つた目標を追つたもので、自作農創定維持の方は十億圓の資金を融通して二十五年間に、小作農家の約四分の一にあたる百萬戸に對し、小作地の約七分の一にあたる約四十二萬町歩の自作地を創設維持しやうといふのである。小作關係の規定としては、

(一) 市町村に農地委員會を設け、地主小作合意の上小作料その他小作條件の改定を請求することが出来る。

(二) 小作人は新たにその土地を買取つた地主に對して耕作の繼續を主張することが出来る。

(三) 小作人はたゞ地主が承諾しても又小作させることは出来ない。

(四) 小作人が小作料を滞納した場合、地主が二ヶ月以上の期間をおいて催告しても、その期

間に支拂はなかつたならば、解約することが出来る。

(五) 小作人に信義に反した行爲なきかぎり、地主は解約又は契約の更新を拒絶することは出来ない。但し土地使用目的の變更地主が自作を相當とする場合はこの限りでない。

(六) 作付作物の買取請求權
等を定めたものである。

かくて、農地法原案は、かつての小作法に比して小作人擁護の色彩をさらにうすめたものであるが、議會において政民兩黨はさらに

(一) 地主が土地を賣却する場合の小作人の先買權

(二) 小作料一年分以下の作離料

(三) 小作料の一部支拂の承認

等をつけ加へ、改惡的修正を行つた。けれども解散によつてつひに不成立に終つた。

四、農地調整法の提案から成立まで

ついで新たに出現した近衛内閣は、いふところの國際正義の確立と社會正義の實現のために、一大革新政策を斷行すべく、内外の期待をあつめたのであるが、とくに農村問題については、理解深き有馬農相の就任をみて、土地制度の根本的改革にむかって一步前進の氣構へをみたのであつた。有馬農相自身最初は農地法のやうな土地立法としての二元的性質にあきたらす、小作法をきりはなして單獨に制定する抱負をほのめかしてゐたのであるが、事務當局は從來の行きがよりにとらはれて歩調をそろへることが困難にみえた。まもなく日支事變が勃發して、わが國は未曾有の非常時局に直面したのであるが、農村においても人馬の應召による勞力不足、農村必需品の價格騰貴等のために生産力の維持増進、農民生活の安定が刻下の急務となつた。そこで有馬農相としては就任早々ほのめかしたやうな土地に關して根本的制度を確立するといふ建前からでなしに、事變に伴ふ一時的立法として、生産力の維持ならびに耕作者の保護といふ角度から小作問題を解決するやうな法案を作るといふ考へかたになり、しかも時節柄いたづらに相剋摩擦を生ずるやうな革新的なものは止めたがよいといふ議會方面の意見に對して、かへつてかういふ際こそこれららの問題を解決するために革新的なものが必要であるとの確信をかためるにいたつた。かくて第七十三議會に提出されることになつたのが農地調整法案であつた。ところで發表された法案の

内容は、事變による應召その他の理由により手離さねばならなくなつた土地について市町村その他團體がこれを管理又は買取りうることにしたこと、小作調停法を強化して小作争議の解決促進をねらつたこと等が新たに加へられた外、小作人擁護の點については、さきの農地法に比し、積極的なところは全くない。これに對して政府は、農地の使用收益の關係は地方によつて異り、且つ複雜であるから、これを一律に規定することをさけ、たゞ根本的、共通的な規定だけを設けて、あとはすべて農地委員會の運用にまかせることがかへつて地方の實情に即した合理的な解決をしてゆくによいと思はれるから、むしろそこに本法の特徴があるといつてゐる。

かくて第七十三議會に提出された農地調整法案に對して、本會議に、委員會に、各派の議員によつて小作人保護についてあまりに不徹底であることが、痛烈に指摘されたのであるが、最後に本案に對する態度を決定するときになつて、政民兩黨共同でかへつて地主的修正を加へて通過せしめたことは、既成政黨の本質を曝露するものとして皮肉な現象であつた。兩黨によつて修正せられた點は次の通りである。

まづ第一條において本法の目的を規定してゐるが、そのなかで『耕作者ノ地位ノ安定ヲ圖リ』といふ文字の上に、『互讓相助ノ精神ニ則リ』の文字を加へた。彼等はこれによつて本法によつて

小作人の地位の強化されることをおそれ、すでに民法において所有権について十分なる保護をあたへられてゐる地主の立場をあくまで維持しやうとしたものであつて、もつて耕作者の地位を安定せんとする本法の目的をボヤかすにいたつたのである。從來小作料の問題において地主が互讓相助の精神をもつて事にあつたことが、一度でもあつたかどうかを考へやうともしないで、小作人の地位を保護する場合になるところを要求するのである。これがさらに貴族院において『農地ノ所有者並ニ耕作者ノ地位ノ安定ヲ圖リ』と改められるにいたつたことは、貴族院が代表する地主階級の利害を露骨にあらはしたものとして記憶に價する。

つぎに政民兩黨は第四條において市町村その他の團體が自作農創設維持又は農地の貸付の事業を行ふ場合に、地主に對して土地の譲渡について協議を求めることが出来るとあつたのを、『貸付ノ事業ヲ行フ場合』といふのを削除し、かゝる目的をもつて土地を買取ることは出来ないことをした。同時に第十三條第二項の、もしこの協議が纏らぬ場合は裁判所に調停を申立てることが出来るといふ規定も削除した。この修正は何を意味するかといへば、不在地主がもつてゐる土地をなるべく村にもどさうといふ趣旨を蹂躪したものである。土地が投機の対象となつて不在地主の手に入り、村から小作料をもつてゆくだけで農業生産に何等寄與するところがないばかりか、

必要な負擔もしないといふことは、あきらかに農村疲弊の有力な一原因である。農地はなるべくその村の農民の手にもたせるといふことはもつとも合理的であるといはねばならぬ。そうするためには不在地主の土地をもつて自作農を創設するか、もし農民に土地を買ふ資力がなければ、市町村その他の團體がこれを買取つて一時これを貸付けてこれを小作に付すことも考へねばならない。しかもこれら事業を積極的にやるには、ある程度まで地主に對し働きかけることの出来る規定がなければならない。協議がとゝのはないからといってそれでやめずに、調停にかけるといふこともその一方法である。しかるに彼等は右のごときは所有権に對する制限であつて、それが悪いといつてつひにこれらの條項を削除し、折角の立法の趣旨を全く骨抜きにしてしまつたのである。これが地主的修正であることはまたいふまでもない。

さらに第九條において小作人が『信義ニ反シタル行爲ナキ限り賃貸借ノ解約ヲナシ、又ハ更新ヲ拒絶スルヲ得ズ』とあつたその前に、『宥恕スペキ事情ナキニ拘ラズ小作料ヲ滯納スル等』なる字句を加へて、小作料の滯納をもつて信義に反したる行爲とみるとの地主の意をうけた修正をなし、しかも『宥恕スペキ事情ナキニ拘ラズ』といふ事實の判定にあつては誰がみても曖昧になるおそれある文句をかぶせて、事實上小作人にして土地取上を避けんとすれば、少數の例外的

場合をのぞいては、現在の高率な小作料を完納せねばならぬ義務を負はせるにいたつたのである。以上の如く第七十三議會を通過した農地調整法は、革新的なものといふよりは、むしろ現状維持的なものに近づいていつてしまつたのである。

五、農地調整法の内容

農地調整法は前章にのべたごとく、政府原案に多少の修正を加へられて、第七十三議會を通過し、四月一日をもつて公布された。全章二十二ヶ條よりなる法律であつて、省令による施行規則の公布をまちいよ／＼七月一日から實施されることになつてゐる。

いまその内容を概括すればかうである。

(一) 市町村、産業組合、農會等が農地を管理し又は買取ることが出来るやうにした。

(二) 道府縣、市町村等の團體が自作農創設維持の事業を行ふ場合、進んで地主に對して土地の譲渡を求め、未墾地については土地收用法を適用することが出来るやうにしてこれを助成する。

(三) 小作人は地主が變つても耕作をつゞけてゆくことが出来るし、理由なく小作料を納めないやうなことのない限り土地を取上げられることなく、期限を定めた契約もなるべく契約の更新をはかることにした。

(四) 小作調停を小作官もこれを申立てることが出来るし、裁判所が職權で調停にかけることも出来る。調停が成立しない場合には裁判所は調停に代る裁判によつて、強制的に解決させることが出来る。

(五) 市町村及び道府縣に農地委員會を設けて、自作農創設維持小作紛議の調停その他農地に關する事項を取扱はせる。

以上がその主なるものであるが、以下條を逐ふて説明することにする。

1、農地調整法の目的

第一條 本法ハ互讓相助ノ精神ニ則リ農地ノ所有者及耕作者の地位ノ安定及農業生産力ノ維持増進ヲ圖リ以テ農村ノ經濟更生及農村平和ノ保持ヲ期スル爲農地關係ノ調整ヲ爲スヲ以テ目的トス

本法の目的はこの第一條にかゝげられてゐる。衆議院の修正で『互讓相助ノ精神ニ則リ』の字句が加へられ、さらに貴族院で『農地ノ所有者』の地位の安定もはかるやうに修正されたが、これらはいづれも本法の運用にあたつて地主の利益が甚しくおびやかされるのをふせぐために行はれた修正であつて、本法の主眼とするところが、耕作者の地位の安定にあることは、本法公布後、農林省が經濟部長會議に示した指示事項にみても明かである。すなはち耕作に從事する農民が安心して働き、且つ生活出来るやうにするとともに、いろいろの事情から農業生産力が減つて食糧不足を來すことがないやうに、かへつてこれを増進させることがその目的である。それによつて農村の經濟更生と農村平和の保持を期待するのであつて、時局に鑑み小作争議の如きもつとめてこれが解決をはかり、そのために農地關係の調整をはからうといふのである。

第二條 本法ニ於テ農地トハ耕作ヲ目的トスル土地ヲ謂フ

本法では農地といふ文字を使つてゐるが、これは耕作を目的とする土地のことであつてしたがつて耕作を目的としない宅地や、山林については適用されない。農村では宅地といつても耕地と一體をなし、これを地主から借りて小作料と同様に地代を拂つてゐるのが普通であるが、かかる宅地でも本法はこれを除外してゐる。但し本法を通じて強化された小作調停法においてはこゝで

いふ農地以外の土地に關する問題もこれを取扱ふことは勿論である。

2、農地の團體管理

第三條 農地ノ所有者又ハ耕作者ハ兵役其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由ニ因リテ農地ヲ自ラ耕作シ又ハ管理スルコト能ハザルトキハ市町村其ノ他命令ヲ以テ定ムル團體ニ農地ノ管理又ハ買取ノ申出ヲ爲スコトヲ得

前項ノ申出アリタル場合ニ於テハ同項ノ團體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農地ノ管理又ハ買取ヲ爲スコトヲ得

本條以下「命令ヲ以テ定ムル……」といふ字句が屢々あらはれてくるが、命令とは實施に先立つて公布される農地調整法施行規則をいふのである。この施行規則において規定される主なる事項は、議會において當局から大體の發表があつた。

第三條は農地の團體による管理又は買取を規定したものである。これは將來の土地利用形式の上に新しい部面を提供するものであつて、今後の發展如何によつてはいままでのやうな個人的・土地所有——個人的農業經營の代りに、集團的・土地所有——集團的農業經營への途を開くいとぐ

ちをなすものである。但しこの思ひつきは第四條における團體による貸付の規定を削除されたために、一寸頭ををさへられた形である。とにかく第三條では農地の所有者＝地主又は耕作者＝小作農が、兵役にとられたり、軍需工業に勤めたり、或は軍馬の徵發をうけたりして、いままで耕作又は管理してゐた土地を手離さねばならぬやうになつた場合、市町村、農會、產業組合又は農事實行組合に申出でゝ、これをそれらの團體に一時あづかつてもらふか、買取つてもらふことが出来るなどを規定したものである。この申出をうけた場合これらの團體はこれを管理し又は買取ることが出来るのであつて、いままでは農地の管理といひ耕作といひいづれも個人の手で行われ、せいぜい土地會社＝地主組合又は土地管理組合といふ營利團體によつてその一部が管理せられてゐるにすぎないが、これからは前記のやうな公益團體によつても積極的に行はれるやうになつたのである。但しこの場合それ等の團體は事業の適正を期するために、各市町村に設けられる農地委員會の審議を経て、規程を定め、さらに地方長官の認可を受けることになつてゐる。

かうして土地を管理し又は買取ることになつた團體は、地主に代つて小作料を取立てゝやるとか、買取つた土地は之を他に轉賣するか、それで自作農創設の事業を行ふかするのであるが、これによつて小作人の弱味につけこんで甘い汁を吸はうとする惡支配人や、土地ブローカーの跋扈はある程度までふせげることになる。なほこれらの團體中、これらの事業をもつともよく行ひうるものは、部落を單位とする生産者の團體たる農事實行組合であらうから、今後の農村にとつて農事實行組合の役割はもつとも注意に値する。

3、自作農創設維持

第四條 道府縣、市町村其ノ他命令ヲ以テ定ムル團體ガ農村ノ經濟更生ノ爲命令ノ定ムル所ニ依リ自作農創設維持ニ要スル土地ヲ取得シ又ハ使用スルノ必要アルトキハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ土地ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ニ對シ土地ノ讓渡又ハ使用收益ノ權利ノ設定若ハ讓渡ニ關スル協議ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ團體ガ未墾地ヲ開發シテ同項ノ事業ヲ行ハントスル場合ニ於テ同項ノ規定ニ依ル協議調ハザルトキハ開發セントスル未墾地其ノ他其ノ開發ニ必要ナル土地又ハ其ノ使用收益ノ權利ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ土地收用法ヲ適用ス

これは道府縣、市町村その他の團體によつて行はれてきた自作農創設維持事業に對して、從來

も政府は簡易生命保険積立金等から資金を融通したり、利子の一部を補給したり、補助金を交付したりして助成してきたが、自作農に必要な土地を賣るかどうかは全く地主の自由であつた、本法においてはこれらの事業の遂行を容易にするために、所有者に對して土地の譲渡その他について積極的に働きかける途をひらいたもので、既墾地と未墾地とにわけてそれ／＼の場合を規定している。

既墾地についてはその土地を買取る必要があれば、所有者に對してその譲渡について協議をもとめることが出来る。買取られまでも使用する必要があれば、その土地に使用收益の権利を設定するために協議をもとめることが出来る。かゝる権利を所有者以外の他の者が持つてをれば、その者に對してその譲渡について協議をもとめるのである。もし相手方が承知せず協議がとゞのはなかつた場合は小作調停法によつて裁判所に調停を申立てることが出来るやうになつてゐたが、これは所有權の侵害であるといつて衆議院で削除されたことはすでにのべたとほりである。

しかし未墾地の場合には少し強制力があたへられ、前項の協議がとゞのはない場合には、その土地又は使用收益の權利を、土地收用法を適用して、收用又は使用することが出来るやうになつた。これによつて個人の所有者の手に残しておいたのでは、いつまでたつても開發出來ないとこ

ともこれらの團體の手で積極的に開發し、もつて耕地過小に苦しむ農家の耕作反別をふやしてやることも出来るやうにしたのである。

以上の事業を行ふ團體として指定されるのは、道府縣、市町村、產業組合、農事實行組合であつて、農會ははいらない。そして事業の適正を期するために一定の事業の準則を定め、農地委員會の議を経て行ふことになつてゐる。

なほ政府の原案ではこうして買取つた土地をもつて自作農創設維持を行ふほか、貸付の事業を行ふことも出来るやうになつてゐたが、これも衆議院で削除されたことは前章にのべた。

政府は本條の活用によつて、さらに積極的に自作農創設維持の事業を促進しやうといふのであるが、これに要する資金として今後年々支出される資金は、預金部資金より二千萬圓、簡易保険積立金より二千萬圓、計四千萬圓を融通する計畫であるが、過去の實績に比して約倍額の資金が提供されるわけである。

第五條 行政官廳農村ノ經濟更生ノ爲必要アリト認ムルトキハ農地ノ所有者ヲシテ農地處分ニ當リ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ市町村農地委員會ニ其ノ旨ヲ通知セシムルコトヲ得
地主が土地を賣る場合、賣却に先立つてあらかじめその土地所在の市町村農地委員會にその旨

通知させることにする。これによつて前條の規定の運用と相まつて、土地が少數の者の手に集まつたり、不在地主の手にわたつたり、土地ブローカーの不當利益や土地の移動とともになふ争議の発生するのをふせがうといふのである。たゞ衆議院における前條の修正によつてその效果は中途半端なものにをはるおそれがある。

第六條 命令ヲ以テ定ムル自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地ノ所有者ハ命令ノ定ムル場合ヲ除クノ外行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ自作地ノ譲渡若ヘ貸付ヲ爲シ又ハ之ニ付物權ヲ設定スルコトヲ得ズ

第四條の規定により道府縣、市町村、産業組合、農事實行組合が、政府から資金の融通、又は補助助成をうけて、創設又は維持した自作地は、行政官廳の認可なくして、他人に譲渡したり、貸付けたり、借金の擔保に抵當權等の物權を設定することは出來ない。これは折角政府の助成をうけて創設又は維持した自作地が、右から左へ他人の手に渡つたり、創設又は維持の目的を達しなくなるのを防ぐ意味で當然の規定である。たゞ創設維持の時より三十年を経過したとき、所有者又はその家族が、兵役、病氣等のために自ら耕作することが出來ないやうな場合、事業者である團體の承認をえて一時貸付するときは、行政官廳の認可をうけないで前記の行為をなすことが

出来る。これらの自作地を抵當にして借金することを禁止する前記の規定は、これを許すことによつて債務不履行の場合に抵當權を實行されて他人の手にわたるのを防ぐためであるが、しかし他の貸借關係によつてその土地が強制執行をうけるのまで防いでやるわけではない。すなはち外國の家產法による完全な保護までにはゆかない。そこまでゆくと日本の農村金融の現状では、その自作農に對して金融の途が閉ざがれるうれいも生ずるわけである。

第七條 前條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地ニ付テハ其ノ旨ノ登記ヲナスコトヲ要ス

前項ノ登記ヲ爲スニ非ザレバ前條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタルコトヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

このやうにして創設又は維持せられた自作地は登記しなければならぬ。もし登記をしなければたとへば、その自作地を抵當にして金を借りた者があつた場合、自作農創設維持事業によつて創設又は維持せられた自作地であるといふことで、その無効を主張することは出來ない。いひかへれば登記によつてその土地の保全に遺憾なきを期したのである。

4、小作關係規定

**第八條 農地ノ賃貸借ハ其ノ登記ナキモ農地ノ引渡アリタルトキハ爾後其ノ農地ニ付物權ヲ取
得シタル者ニ對シ其ノ效力ヲ生ズ**

民法第五百六十六條第一項及第三項ノ規定ハ登記セザル賃貸借ノ目的タル農地ガ賣買ノ目的
物ナル場合ニ之ヲ準用ス

民法第五百三十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

現在の小作關係は民法において賃貸借として取扱はれてゐることはすでにのべた。そしてその登記がなければ、新たにその土地を買取つた者に對して引續き賃貸借を主張することが出來ない。しかも賃貸借の登記をしておくことは、いつでも小作を離してしまふことが出來なくなるので、地主にとつて不利益であるから、實際はほとんど行はれてをらぬ。したがつて今までの小作關係では地主が變はれば小作人もその土地と縁切りになつても仕方がなかつた。ところが、それをそんなことがないやうにたとへ登記がなくても引續き耕作出来るやうにしたのが本條の規定である。

もし買主が小作地であるのを知らないで買つた場合には、その契約を解除することが出來る。そしてこのことは買主が知つてから一年以内にすべきであつて、その場合賣主が代金を返さぬ間は土地を引渡さんでよいといふやうなことは民法の規定をそのまま準用する。

**第九條 農地ノ賃貸人ヘ賃借人ガ宥恕スベキ事情ナキニ拘ラズ小作料ヲ滯納スル等信義ニ反シ
タル行爲ナキ限り賃貸借ノ解約ヲ爲シ又ハ更新ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ土地使用ノ目的ノ變更
又ハ賃貸人ノ自作ヲ相當トル場合其ノ他正當ノ事由アル場内ハ此ノ限リニ在ラズ**

當事者ガ農地ノ賃貸借ノ期間ヲ定メタルトキハ當事者ガ期間満了前六月乃至一年内ニ相手方ニ對シ更新拒絕ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知ヲ爲サザルトキハ從前ノ賃貸借ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ賃貸借ヲ爲シタルモノト看做ス但シ賃貸人ノ疾病ニ因リテ自ラ耕作スルコト能ハザル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時賃貸借ヲ爲シタルコト明ナル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

農地ノ賃貸借ノ當事者賃貸借ノ解約ヲ爲シ又ハ更新ヲ拒マントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第二項並ニ民法第六百十七條及第六百十八條ノ規定ニ異ル小作條件ニシテ賃貸借人ニ不利ナ

小作關係には期間を定めない不定期小作と期間を定めた定期小作とある。

不定期小作の場合は、從來はいつでも地主の都合によつて解約出來たが、今後は小作人に不都合なことがない限り、地主が勝手に解約することは出來ないことになつた。不都合なことは政府の原案では『信義ニ反シタル行爲』といふ文字でいひあらはされてゐたが、衆議院においてその説明として「宥怒スペキ事情ナキニ拘ラズ小作料ヲ滯納スル等」の字句が加へられた。すなはち許ることの出来る事情がないのに小作料を滯納すれば、それは信義に反したる行爲とみなされて、土地取上の理由になるのである。それが宥恕すべき事情であるかどうかは、農地委員會や小作調停によつて、最後的には裁判所によつて判定されることにならう。たゞ鐵道が敷かれるとか、工場の敷地になるとか、土地使用の目的を變更する場合や、地主が自作を相當とする場合等は、事情の如何にかゝらず取上げられる。地主が自作を相當とするかどうかについても、最後には裁判所の判定にまつほかないが、最近における小作争議のうちでも最も深刻な性質をもつ中小地主による小作人からの土地取上はこれによつて何等救濟されないことになる。

次に定期小作の場合は、不定期小作の場合と同様、たとへ期間中でも前記のやうな事情があ

ば解約又は更新の拒絶をうけてもしかたがないが、それらの事情のない限りは、期間満了となつても、なるべく從前と同じ條件で契約を更新させる趣旨であつて、もし地主がこれを拒絶するか、從前とちがつた條件でなければ契約を更新しないといふときには、その旨を期間満了前六月乃至一年内に小作人に通知しなければならぬ。これは滅多にないことであるが、反対に小作人が地主に對してこれを行ふときも同様である。したがつて契約満了前六月までに地主も小作人も黙つてをればそのまま期間がすぎても小作關係はつゞけられることになる。たゞ病氣その他特別の事情で一時貸しておいたものはこのかぎりでない。

いづれにしても小作契約を解除し、又は更新を拒まんとするときは、相手方にこれを通知する前に、市町村農地委員會に通知しなければならぬ。通知をうけた農地委員會は、それによつて當事者間を斡旋して、圓満に話をまとめ、たとへば作離料なども適當な額に協定せしめて、紛議の防止をはかることになるのである。

定期小作の場合、契約の更新を拒絶するには期間満了前六月までに通知しなければならぬことは、本條第二項に規定してゐる通りであるが、この規定に異なる小作人に不利な定めは無効とする。また民法には期間を定めない土地の賃貸借において解約する場合は、解約申入後一年の期間

を経て契約終了となる規定があり、収穫季節のある土地は、収穫期を終つて次の耕作にとりかかる前に解約を申入れねばならぬことになつてゐる。又定期小作でも、當事者間の契約に、たとへ期間中でも地主の都合によつていつ解約しても差支へないといふやうな特約がある場合は、いつでも解約することが出来るが、その場合も解約申入後一年の期間を経て契約終了となる等、前記の規定を準用することになつてゐる。もしこれらの規定に反して小作人に不利な契約をしてそれは無効となる。但し前にのべた小作人が小作料を滞納して、それが信義に反したる行爲である場合は、これらの規定にかゝはらず、相當の期間を定めて催告をし、それに應じなかつた場合は、いつでも契約の解除が出来るのである。

5、小作調停法の強化

第十條 小作關係ノ爭議ニ付公益上必要アリト認ムルトキハ小作官ハ小作調停法ニ依ル調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

小作關係ノ争議ニ付訴訟ガ繫屬スルトキハ受訴裁判所ハ職權ヲ以テ小作官ノ意見ヲ聽キ事件ヲ小作調停法ニ依ル調停ニ付スルコトヲ得

從來小作調停法による調停は當事者たる地主又は小作人から申立てる外なかつた。したがつて事件が複雑になつて、地主も小作人も相手方に弱味をみせることをおそれて調停申立をしない場合、事件をかへつて紛糾にみちびくやうなことが少くなかつた。そこで本法においては小作官の職能を擴大し、小作官が公益上必要と認めた場合は、當当事者の意嚮にかまはず、小作官から調停を申立てることが出来るやうにした。又當時者間に訴訟が行はれてゐるとき、裁判所は職權をもつて小作官の意見をきいた上事件を調停にまわすことが出来る。これによつてなるべく早く小作争議を解決にみちびかうとするのである。

第十一條 小作調停法ニ依ル調停ノ爲必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ小作官ノ意見ヲ聽キ調停前ノ措置トシテ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル裁判ハ調停事件ノ繫屬スル裁判所ニ於テ非訟事件手續法ニ依リ之ヲ爲ス

第一項ノ規定ニ依ル裁判ニ反シタル者ハ調停事件ノ繫屬スル裁判所ニ於テ五百圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

非訟事件手續法條二百七條及第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

調停前の措置といふのは、検見のため立毛を現状のまゝ維持させるとか、収穫調整せしめると

か、小作料を保管させるとか、小作料の争なき部分の支拂をなさしめるとか、差押中の立毛を刈取らせるとか、係争中の土地の占有を他に移すのを禁するとか、假處分中の土地の耕作をゆるすとか、いろいろあるわけである。そして假差押又は假處分中のものについてこれを許す場合には一定の保證を立てしめることもあるわけである。とにかく裁判所が調停のため必要と認めれば、これらの命令をなしうることにしたのである。もしこの命令に反すれば五百圓以下の過料に處せられる。

第十二條 小作調停法ニ依ル調停委員會ニ於テ調停ナラザル場合ニ裁判所相當ト認ムルトキハ職權ヲ以テ小作官及調停委員ノ意見ヲ聽キ當事者雙方ノ利益ヲ衡平ニ考慮シ一切ノ事情ヲ斟酌シテ調停ニ代へ小作關係ノ存續、小作條件ノ變更其ノ他爭議ノ解決上必要ナル裁判ヲ爲スコトヲ得此ノ裁判ニ於テハ小作料ノ支拂、小作地ノ引渡其ノ他財產上ノ給付ヲ命ズルコトヲ得前條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル裁判ニ之ヲ準用ス。

第一項ノ規定ニ依ル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス
前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス

第一項ノ規定ニ依ル裁判確定シタルトキハ裁判上ノ和解ト同一ノ効力ヲ有ス

從來の小作調停では地主及び小作人の双方共に同意しなければ成立しなかつた。これでは小作爭議の解決を思ふやうに進めることが出来ないので、本法においてはこの調停法を強化して、たとへ双方もしくはその一方が同意しない場合でも、裁判所は職權をもつて、小作官や調停委員の意見をきいて、双方の利益を公平に考慮し一切の事情を斟酌して、調停に代る裁判をすることが出来ることにした。これによつて小作調停にも強制力があるやうになつたのである。この裁判に對して不服があれば二週間以内に抗告することが出来る。もしこの裁判が確定すれば裁判上の和解と同一の効力があつて、不履行の場合には強制執行をうける。

第十三條 小作關係ノ爭議ヲ除クノ外相隣關係其ノ他農地ノ利用關係ニ付爭議ヲ生ジタルトキハ當事者ハ裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ小作調停法第十條乃至前條ノ規定ヲ準用ス

從來は小作關係につき争議を生じたときに限り、小作調停を申立てることが出来たのであるが、本條によつて小作關係以外の争議でも、農地の境界に關する争ひとか立木伐採に關する争とか、水利に關する争ひとかについても、調停を申立、さらに第十條乃至第十二條の規定によつて解決しうるやうになつた。

第十四條 裁判所第十二條又ハ前條ノ規定ニ依リ小作關係ノ存續、小作條件ノ變更其ノ他爭議ノ解決上必要ナル裁判ヲ爲サントスル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ市町村農地委員會又ハ道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ得

第十二條によつて裁判所が調停に代る裁判をなす場合、さらに慎重を期すために農地委員會の意見を聞くことが出来ることにしたもので、農地委員會の構成、職能については次項において説明する。

このやうに小作調停法は本法の規定によつて數段の強化をみたわけであるが、それは裁判所の職權を強化するとともに、小作官の職能もいちどりしく擴大されたことは注目に値する。論戰において司法ファツシヨとよばれ、官僚獨善を強化するものなりと指摘されたほどである。

6、農地委員會

第十五條 自作農創設維持、小作關係ノ調整、農地ノ交換分合其ノ他農地ニ關スル事項ヲ處理スル爲市町村ニ市町村農地委員會ヲ、道府縣ニ道府縣農地委員會ヲ置クコトヲ得

市町村農地委員會及道府縣農地委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法の適用は市町村及び道府縣に設置される農地委員會にまつところが多い。市町村農地委員會は市町村がこれを設置し、設置又は廢止にあたつては地方長官の認可をうける。また市町村において設置しない場合、地方長官が必要と認めればその設置を命ずることが出来る。廢止についても同様である。會長及び六名の委員をもつて組織し、必要あるときは臨時委員を置くことが出来る。會長は原則として市町村長がなり、委員は德望あり、知識經驗に富む者の中から市町村長がこれを推薦して地方長官がこれを選任する。事實においては小作官の意見が尊重されて決めることにならう。委員は名譽職とし、その任期は二年であるが、特別の事情があれば任期中でも解任することが出来る。委員會の費用は市町村の自辨であるが、その約半額にあたる補助が政府によつてなされることになつてゐる。地方長官及び農地委員會がこれを監督し、なほ小作官や自作農創設維持その他農地に關する事務をとる官吏はいつでも委員會に出席して意見を述べることが出来る。道府縣農地委員會は道府縣にいづれもこれを設置することを要し、會長には地方長官がなり、委員は地方長官が推薦して農林大臣が任命する。その他の組織については市町村農地委員會とほとんど同様である。

さて農地委員會はどんな仕事をするかといへば、市町村農地委員會では――

- (一) 市町村その他の團體による農地の管理又は買取の事業の審査及びその實施について
- (二) 自作農創設維持の事業、ことに未墾地開發事業の調査審議
- (三) 地主の土地處分にあたつてこれを農地委員會に通知せしめる命令を發するについての調査及審議、その通知を受けた場合においてその處分の斡旋又は自作農創設維持の斡旋、紛議の防止等について必要な措置をする。

(四) 自作農創設維持をうける者の資格、土地價格その他の條件についての審査及びその保全について

- (五) 小作契約の解除又は更新拒絶の通知を受けた場合の圓満なる處理、その他小作地の收獲、調查、小作紛議の防止、解決の斡旋
- (六) 小作關係以外の農地の利用關係に關する紛議の防止及解決の斡旋
- (七) 調停に關する裁判所の諮詢に對する意見の陳述
- (八) 耕作者間の農地の交換分合その他農地事情の改善に關する事項

道府縣農地委員會では――

(一) 道府縣の自作農創設維持事業、ことに未墾地開發事業の調査、審議、自作農創設維持の

ため土地所有者その他に對し協議をもとむる場合の行政官廳の認可についての調査、審議

(二) 地主の土地處分にあたつてこれを市町村農地委員會に通知せしめる命令を發するについての調査、審議

(三) 自作農創設維持資金の地方別割當、創設維持をうける者の資格、土地價格その他の條件、市町村その他の團體の創設維持計畫の審査

(四) 二町村以上にわたる小作關係その他の紛議解決の斡旋

(五) 調停に關する裁判所の諮詢に對する意見の陳述

(六) その他道府縣内の農地事情の改善に關する事項

等をそれゝ處理することになる。したがつて農地委員會の仕事は廣汎且つ重要である。どんな顔觸れによつて委員會が構成されるか。委員會がどんな態度で仕事をしてゆくか。農村人にとっては重大な關心事とならう。

第十六條――第十八條(略)

7、經過規定

第十九條 命令ヲ以テ定ムル自作農創設維持ノ事業ニ依リ本法施行前ニ創設又ハ維持セラレタル自作地ニ付テハ其ノ旨ノ登記ヲ爲スコトヲ得

第六條、第七條第二項及第三項並ニ第十六條第二號及第三號ノ規定ハ前項ノ自作地ニ關シ之ヲ準用ス

本法施行前、道府縣、市町村、產業組合、農事實行組合等が政府から資金の融通又は補助助成をうけて創設又は維持した自作地については、その旨の登記をすれば、本法によつて創設又は維持せられる自作地と同様の取扱ひをうけることになる。

第二十條 第八條及第九條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ有スル農地ノ賃貸借ニモ亦之ヲ適用ス
但シ本法施行ノ際現ニ有スル農地ノ賃貸借ニシテ本法施行後一年内ニ其ノ期間満了スペキモノニ付當事者ガ其ノ期間満了前一年内ニ相手方ニ對シテ爲シタル更新拒絶ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知ハ第九條第二項ノ期間内ニ爲サザルモノト雖モ之ヲ同條同項ノ期間内ニ爲シタルモノト看做ス

本法による小作關係の規定は、これから新たに契約される小作關係だけに適用するのではなく、現在ある小作關係にも適用する。たゞし本法施行後一年内に期間満了となるものについて

は、解約又は更新拒絶の場合満了前六月乃至一年内に通知することが不可能なものがあるわけだから、それらについてはいつ通知してもよいことにしてある。

第二十一條 第十條第二項及第十一條乃至第十四條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ繫屬スル小作關係其ノ他農地ノ利用關係ニ關スル訴訟事件又ハ調停事件ニモ亦之ヲ適用ス

現に訴訟になつてゐる事件はどうするかといへば、第十條第二項以下を適用して、裁判所が職權をもつて事件を調停に付すことも出來、現に調停になつてゐる事件とともに、調停不成立の場合は調停に代る裁判をもつて、その解決をはかることが出来るのである。

第二十二條（略）

六、結語

以上の如き内容を有する農地調整法は、いよ／＼七月一日より實施される筈である。この農地調整法がもつ最大の特徴は

一、土地の共同管理にむかつて途をひらいたこと

二、小作争議の解決のために、小作調停法を強化し、本法をもつて強権的争議防止法たらしめたこと

三、小作料の減免、作離料の支拂等、小作關係の實體的規定をさけて、これらは農地委員會による斡旋、裁判所の調停に代る裁判の結果にまかせたこと

である。したがつて本法が農民生活に對して有する意義は、法文の上に示されてゐるもの以上に重大なものがある。すなはち本法の主たる目的である耕作者の地位の擁護がどの程度に達成せられるかは、あげて農地委員會並に裁判所における本法運用の如何にかゝつてゐるわけである。本法實施とともに道府縣ならびに市町村の大部分において農地委員會が設けられることになるであらうが、委員會がいかなる顔觸れによつて構成されるかは、本法によつて強き權限を有することになつた裁判所並に小作官の本法に對する取扱とも、將來における本法の死命を制するものとならう。

(完)

農 地 調 整 法

(昭和十三年四月二日
公布法律第六十七號)

第一條 本法ハ互讓相助ノ精神ニ則リ農地ノ所有者及耕作者ノ地位ノ安定及農業生産力ノ維持増進ヲ圖リ以テ農村ノ經濟更生及農村平和ノ保持ヲ期スル爲農地關係ノ調整ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 本法ニ於テ農地トハ耕作ヲ目的トスル土地ヲ謂フ

第三條 農地ノ所有者又ハ耕作者ハ兵役其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由ニ因リテ農地ヲ自ラ耕作シ又ハ管理スルコト能ハザルトキハ市町村其ノ他產業組合、農會、農事實行組合ニ農地ノ管理又ハ買取ノ申出ヲ爲スコトヲ得

前項ノ申出アリタル場合ニ於テハ同項ノ團體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農地ノ管理又ハ買取ヲ爲スコトヲ得

第四條 道府縣、市町村其ノ他命令ヲ以テ定ムル團體ガ農村ノ經濟更生ノ爲命令ノ定ムル所ニ依リ自作農創設維持ニ要スル土地ヲ取得シ又ハ使用スルノ必要アルトキハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ土地ノ所有者其ノ他之ニ關シ権利ヲ有スル者ニ對シ土地ノ讓渡又ハ使用收益ノ權利ノ設定若ハ讓渡ニ關スル協議ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ團體ガ未耕地ヲ開發シテ同項ノ事業ヲ行ハントスル場合ニ於テ同項ノ規定ニ依ル協議調ハザルトキハ開發セントスル未耕地其ノ他其ノ開發ニ必要ナル土地又ハ其ノ使用收益ノ權利ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ土地收用法ヲ適用ス

第五條 行政官廳農村ノ經濟更生ノ爲必要アリト認ムルトキハ農地ノ所有者ヲシテ農地處分ニ當リ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ市町村農地委員會ニ其ノ旨ヲ通知セシムルコトヲ得

第六條 命令ヲ以テ定ムル自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地ノ所有者ハ命令ノ定ムル場合ヲ除クノ外行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ自作地ノ讓渡若ハ貸付ヲ爲シ又ハ之ニ付物權ヲ設定スルコトヲ得ズ

第七條 前條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地ニ付テハ其ノ旨ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ヲ爲スニ非ザレバ前條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地タルコトヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第一項ノ規定ニ依ル登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 農地ノ貸貸借ハ其ノ登記ナキモ農地ノ引渡アリタルトキハ爾後其ノ農地ニ付物權ヲ取得シタル者ニ對シ其ノ効力ヲ生ズ

民法第五百六十六條第一項及第三項ノ規定ハ登記セザル貸貸借ノ目的タル農地ガ賣買ノ目的物ナル場合ニ之ヲ準用ス

民法第五百三十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九條 農地ノ貸貸人ハ貸借人ガ有想スベキ事情ナキニ拘ラズ小作料ヲ滯納スル等信義ニ反シタル行爲ナキ限り貸貸借ノ解約ヲ爲シ又ハ更新ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ土地使用ノ目的ノ變更又ハ貸貸人ノ自作ヲ相當トスル場合其ノ他正當ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

當事者ガ農地ノ貸貸借ノ期間ヲ定メタルトキハ當事者が期間滿了前六月乃至一年内ニ相手方ニ對シ更新拒絶ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知ヲ爲サザルトキハ從前ノ貸貸借ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ貸貸借ヲ爲シタルモノト看做ス但シ貸貸人ノ疾病ニ因リテ自ラ耕作スルコト能ハザル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時貸貸借ヲ爲シタルコト明ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

農地ノ貸貸借ノ當事者貸貸借ノ解約ヲ爲シ又ハ更新ヲ拒マントストキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第二項並ニ民法第六百十七條及第六百十八條ノ規定ニ異ル小作條件ニシテ貸借人ニ不利ナルモノハ之ヲ定メザルモノト看做ス

第十條 小作關係ノ爭議ニ付公益上必要アリト認ムルトキハ小作官ハ小作調停法ニ依ル調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

小作關係ノ爭議ニ付訴訟ガ繫屬スルトキハ受訴裁判所ハ職權ヲ以テ小作官ノ意見ヲ聽キ事件ヲ小作調停法ニ依ル調停ニ付スルコトヲ得

第十一條 小作調停法ニ依ル調停ノ爲必要ナリト認ムルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ小作官ノ意見ヲ聽キ調停前ノ措置トシテ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル裁判ハ調停事件ノ聚屬スル裁判所ニ於テ非訟事件手續法ニ依リ之ヲ爲ス

第一項ノ規定ニ依ル裁判ユ違反シタル者ハ調停事件ノ聚屬スル裁判所ニ於テ五百圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

非訟事件手續法第二百七條及第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第十二條 小作調停法ニ依ル調停委員會ニ於テ調停成ラザル場合ニ裁判所相當ト認ムルトキハ職權ヲ以テ小作官及調停委員ノ意見ヲ聽キ當事者雙方ノ利益ヲ衡平ニ考慮シ一切ノ事情ヲ斟酌シテ調停ニ代へ小作關係ノ存續小作條件ノ變更其ノ他爭議ノ解決上必要ナル裁判ヲ爲スコトヲ得此ノ裁判ニ於テハ小作料ノ支拂小作地ノ引渡、其ノ他財產上ノ給付ヲ命ズルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル裁判ニ之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル裁判確定シタルトキハ裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

第一項ノ規定ニ依ル裁判確定シタルトキハ裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

第十三條 小作關係ノ爭議ヲ除クノ外相隣關係其ノ他農地ノ利用關係ニ付爭議ヲ生ジタルトキハ當事者ハ裁判

所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ小作調停法及第十條乃至前條ノ規定ヲ準用ス

第十四條 裁判所第十二條又ハ前條ノ規定ニ依リ小作關係ノ存續小作條件ノ變更其ノ他爭議ノ解決上必要ナル裁判ヲ爲サントスル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ市町村農地委員會又ハ道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ得

第十五條 自作農創設維持、小作關係ノ調整、農地ノ交換分合其ノ他農地ニ關スル事項ヲ處理スル爲市町村ニ市町村農地委員會ヲ、道府縣ニ道府縣農地委員會ヲ置クコトヲ得

第十六條 左ニ掲タル不動產ノ取得ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

一 第三條又ハ第四條ノ團體ガ第三條又ハ第四條ノ事業ノ爲ニスル土地ノ取得

二 第四條又ハ第六條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依ル個人ノ土地ノ取得

三 第四條又ハ第六條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル土地ノ所有者ガ其ノ創設又ハ維持ノ條件ヲ具備セザルニ至リタル場合ニ於ケル事業者ノ土地ノ取得

第十七條 本法ニ於テ町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズルモノトス

附 則

第十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 命令ヲ以テ定ムル自作農地創設維持ノ事業ニ依リ本法施行前ニ創設又ハ維持セラレタル自作地ニ付テハ其ノ旨ノ登記ヲ爲スコトヲ得

第六條、第七條第二項及第三項並ニ第十六條第二號及第三號ノ規定ハ前項ノ自作地ニ關シ之ヲ準用ス

第二十條 第八條及第九條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ存スル農地ノ貸貸借ニモ亦之ヲ適用ス但シ本法施行ノ際現ニ存スル農地ノ貸貸借ニシテ本法施行後一年内ニ其ノ期間満了スペキモノニ付當事者ガ其ノ期間満了前一年内ニ相手方ニ對シテ爲シタル更新拒絶ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知ハ第九條第二項ノ期間内ニ爲サザルモノト雖モ之ヲ同條同項ノ期間内ニ爲シタルモノト看做ス

第二十一條 第十條第二項及第十一條乃至第十四條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ繫屬スル小作關係其ノ他農地ノ利用關係ニ關スル訴訟事件又ハ調停事件ニモ亦之ヲ適用ス

第二十二條 登錄稅法第十九條但書中「第八號、第九號」ヲ「第八號乃至第九號ノ四」ニ改ム

同法同條第八號中「自作農ノ創設維持又ハ」及「北海道府縣市町村、產業組合、產業組合聯合會」ヲ削リ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

八ノ二 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條自作農創設維持ノ事業ニ依ル個人ノ土地所有權ノ取得ノ登記

同法同條第九號ヲ左ノ如ク改ム

九 農地調整法第三條若ハ第四條ノ團體又ハ第六條若ハ第十九條ノ事業ヲ行フ者ニ對シ同法第三條、第四條、第六條又ハ第十九條ノ事業ニ要スル資金ノ貸付ヲ爲ス者カ其ノ貸付ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記九ノ二 農地調整法第三條又ハ第四條ノ團體カ同法第三條又ハ第四條ノ事業ノ爲ニスル土地ノ權利ノ取得ノ登記

九ノ三 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ事業ヲ行フ者カ自作農創設維持ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記

九ノ四 農地調整法第七條又ハ第十九條ノ規定ニ依ル登記

同法同條第十二號ヲ左ノ如ク改ム

十二 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル土地ノ所有者カ其ノ創設又ハ維持ノ條件ヲ具備セサルニ至リタル場合ニ於ケル事業者ノ土地所有權ノ取得ノ登記

野溝勝著

代議士大衆衆

皇軍慰問とソ滿國境

移民團視察報告

◆四六版
◆五十數頁
◆定價
三十錢

(送料三錢)

本書は、著者が日支事變の勃
發後間もなく、社會大衆黨に於
て第一回皇軍慰問並に滿洲國產
業開發狀況を視察せしむる爲、
數多の代議士を現地に派遣し
た。偶々、著者も派遣隊の一員
として參加し、戰爭狀況並びに
滿洲國の發展についての詳細な
現地調査の報告を齊らせるも
のである。

特に、著者は専問的見地か

ら、滿洲國に於ける農政及農業
經營、畜産、移民等についての
廣大にして緻密なる見識は讀者
をして得る處新たなものがあ
る。

◆乞ふ一讀を！

◆戰況知らんとするものは
◆發達途上の滿洲國を知ら
んとするものは！

即刻申込め！

九五ノ八町里暮日區川荒・京東
社談清出版所行發
番三八六二五京東替振
番〇六二五谷下話電

昭和十三年六月十二日印刷納本
昭和十三年六月十五日發行

農地調整法の話
定價十五錢（送料三錢）

東京市芝區西久保櫻川町七

編纂者 大日本農民組合教育部

東京市芝區西久保櫻川町七

發行人及 角田藤三郎

東京市荒川區日暮里町八ノ五九

發賣所 出圖書 清談社

振替 東京 五二六三八番
電話 下谷(83) 五二六〇番

不許複製

終

